

令和6年4月1日から BSE検査対象が変わります

ポイント

- 1 96か月齢以上の死亡牛検査が**廃止**
- 2 月齢に関係なく下記の牛のうち、検査が必要となる牛を獣医師が判断
 - ① 起立不能等であった死亡牛
 - ② BSEを疑う症状のあった死亡牛

お願い

○ 牛が死亡したら、獣医師の指示を受けてください

○ 死体の運搬・処理に必要な書類【マニフェスト】
各輸送業者に御確認ください。

* なお、「死体処理整理表」は、埼玉県畜産会実施のBSE検査対象牛の輸送費補助事業が終了となるため不要となります。